

久留米市 保育料基準表

保育認定用
【保育標準時間】

平成31年度 保育所・認定こども園(保育所として利用)の保育料表(案)									
平成30年10月									
《参考》国徴収金基準額表(利用児童が1人の場合)									
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の額(月額)			国階層区分	徴収金基準額(月額)			
【久留米市】階層区分	市民税の課税状況等	3号認定(3歳未満児) ※年度途中で3歳になる子どもを含む	2号認定(3歳児) ※年度途中で3歳になる子ども以外	2号認定(4歳以上)		3号認定(3歳未満児) ※年度途中で3歳になる子どもを含む	2号認定(3歳児) ※年度途中で3歳になる子ども以外	2号認定(4歳以上)	
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	第1階層	0	0	0	
第2階層	非課税世帯	5,000	3,600	3,600	第2階層	9,000	6,000	6,000	
第2階層1	上記階層の要保護者世帯※	0	0	0	第2階層1	0	0	0	
第3階層	均等割のみ課税世帯	8,000	7,000	7,000	第3階層	19,500	16,500	16,500	
第3階層1	上記階層の要保護者世帯※	4,000	3,500	3,500					
第4階層	所得割 48,600円未満	11,000	9,000	9,000	第3階層1	9,000	6,000	6,000	
第4階層1	上記階層の要保護者世帯※	5,500	4,500	4,500					
第5階層	所得割 48,600円以上 53,000円未満	14,000	12,500	12,500	第4階層	30,000	27,000	27,000	
第5階層1	上記階層の要保護者世帯※	7,000	6,000	6,000					
第6階層	所得割 53,000円以上 70,000円未満	16,000	15,000	15,000	第4階層1	9,000	6,000	6,000	
第6階層1	上記階層の要保護者世帯※	8,000	6,000	6,000					
第7階層	所得割 70,000円以上 97,000円未満	18,000	16,000	16,000	第5階層	44,500	41,500	41,500	
第7階層1	上記階層の要保護者世帯※ (77,101円未満)	9,000	6,000	6,000					
第8階層	所得割 97,000円以上 132,000円未満	27,500	22,500	22,500	第6階層	61,000	58,000	58,000	
第9階層	所得割 132,000円以上 169,000円未満	35,500	23,500	23,000					
第10階層	所得割 169,000円以上 301,000円未満	45,600	27,800	25,900	第7階層	80,000	77,000	77,000	
第11階層	所得割 301,000円以上	49,800	28,300	27,800	第8階層	104,000	101,000	101,000	

※「要保護者世帯」については裏面をご参照ください。

※保育料の決定方法等については別紙『保育料の決定方法について』をご参照ください。下記ホームページにも掲載しています。
久留米市ホームページ トップ>くらしの情報>子育て支援>保育所・認定こども園>保育料について

久留米市 保育料基準表

保育認定用
【保育短時間】

平成31年度 保育所・認定こども園(保育所として利用)の保育料表(案)									
平成30年10月									
《参考》国徴収金基準額表(利用児童が1人の場合)									
各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の額(月額)			国階層区分	徴収金基準額(月額)			
【久留米市】階層区分	市民税の課税状況等	3号認定(3歳未満児) ※年度途中で3歳になる子どもを含む	2号認定(3歳児) ※年度途中で3歳になる子ども以外	2号認定(4歳以上)		3号認定(3歳未満児) ※年度途中で3歳になる子どもを含む	2号認定(3歳児) ※年度途中で3歳になる子ども以外	2号認定(4歳以上)	
第1階層	生活保護世帯	0	0	0	第1階層	0	0	0	
第2階層	非課税世帯	5,000	3,600	3,600	第2階層	9,000	6,000	6,000	
第2階層1	上記階層の要保護者世帯※	0	0	0	第2階層1	0	0	0	
第3階層	均等割のみ課税世帯	8,000	7,000	7,000	第3階層	19,300	16,300	16,300	
第3階層1	上記階層の要保護者世帯※	4,000	3,500	3,500					
第4階層	所得割 48,600円未満	10,800	9,000	9,000	第3階層1	9,000	6,000	6,000	
第4階層1	上記階層の要保護者世帯※	5,400	4,500	4,500					
第5階層	所得割 48,600円以上 53,000円未満	13,700	12,200	12,200	第4階層	29,600	26,600	26,600	
第5階層1	上記階層の要保護者世帯※	6,850	6,000	6,000					
第6階層	所得割 53,000円以上 70,000円未満	15,700	14,700	14,700	第4階層1	9,000	6,000	6,000	
第6階層1	上記階層の要保護者世帯※	7,850	6,000	6,000					
第7階層	所得割 70,000円以上 97,000円未満	17,600	15,700	15,700	第5階層	43,900	40,900	40,900	
第7階層1	上記階層の要保護者世帯※ (77,101円未満)	8,800	6,000	6,000					
第8階層	所得割 97,000円以上 132,000円未満	27,000	22,100	22,100	第6階層	60,100	57,100	57,100	
第9階層	所得割 132,000円以上 169,000円未満	34,800	23,100	22,600					
第10階層	所得割 169,000円以上 301,000円未満	44,800	27,300	25,400	第7階層	78,800	75,800	75,800	
第11階層	所得割 301,000円以上	48,900	27,800	27,300	第8階層	102,400	99,400	99,400	

※「要保護者世帯」については裏面をご参照ください。

※保育料の決定方法等については別紙『保育料の決定方法について』をご参照ください。下記ホームページにも掲載しています。
久留米市ホームページ トップ>くらしの情報>子育て支援>保育所・認定こども園>保育料について